

総合教育会議の進め方について（案）

1 総合教育会議について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（要旨）

(1) 協議・調整事項

ア 教育行政の大綱の策定

イ 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策

ウ 児童・生徒等の生命・身体のプロテクト等緊急の場合に講ずべき措置

(2) 位置づけ等

ア 市長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であること

イ 市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ること

ウ 「協議」とは、調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われることを意味するものであること

エ 総合教育会議で協議・調整し、合意した方針の下に、それぞれが所管する事務を執行すること

2 実 績

別紙「令和 7 年度総合教育会議開催実績」参照

3 今後の方向性

市長と教育委員会が対等な執行機関同士として十分な意思疎通を図り、より活発な意見交換を図るため、進行については令和 7 年度に引き続き、事務局(企画部長)が担うこととする。

また、議題については、市長部局と教育委員会の事業をバランスよく取り上げるほか、共通する事業を議題にすることで、互いの役割・意見を話し合い、理解を深める場とする。

令和7年度総合教育会議開催実績

回数	開催日	議題
第1回	令和7年 5月2日（金）	【協議事項】 ・総合教育会議の進め方について ・令和7年度の教育に関する重点施策について 【事業報告】 ・田無第三中学校の建替えについて ・総合的な放課後児童対策について （学童クラブの過密化対策、放課後子供教室のあり方の検討） ・戦後80周年平和大使派遣事業について
第2回	令和7年 7月23日（水）	【事業報告】 ・令和7年度の教育に関する重点施策に基づく事務事業について ・令和6年度虐待通報件数について ・子ども家庭センターの運営について ・図書館機能の充実について ・文化財の保存と活用の充実について
第3回	令和8年 2月4日（水）	【懇談】 ・戦後80周年平和大使派遣事業について （発表者）平和大使、若者スタッフ 【事業報告】 ・令和7年度の教育に関する重点施策に基づく事務事業について 【協議】 ・令和8年度の教育に関する重点施策（案）について